

# 後期高齢者医療制度



一定以上の所得のある人  
(75歳以上の人等)の  
医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から  
変更になります

2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくためのものです。

2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうちの約20%の人です。

※住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担となります。

【2022年9月30日まで】

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等(※)	1割



【2022年10月1日から】

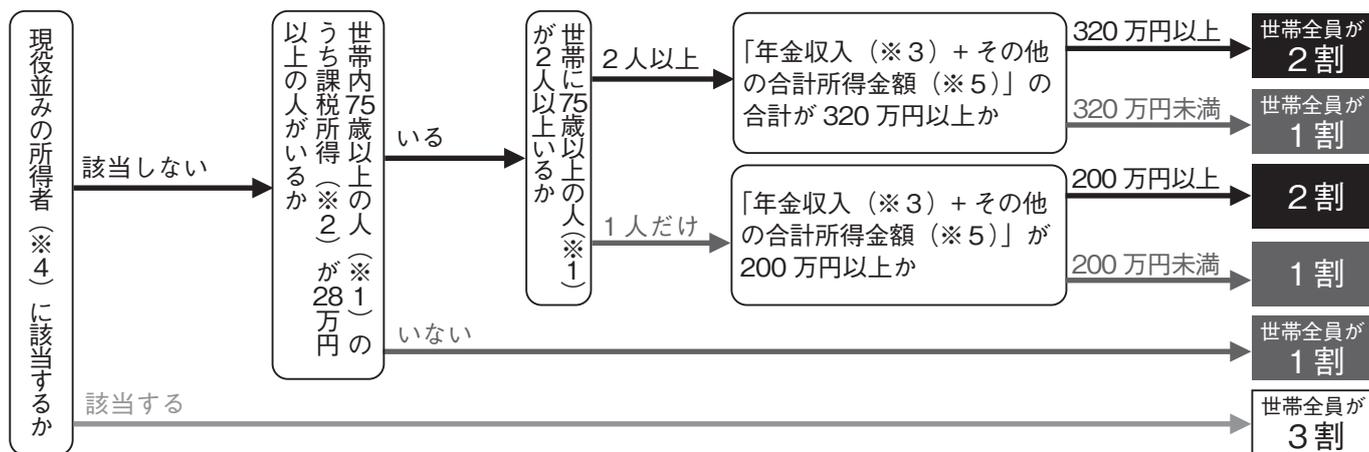
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある人	2割
一般所得者等(※)	1割

被保険者全体の約20%

## ●窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人(※1)の課税所得(※2)や年金収入(※3)をもとに、世帯単位で判定します。

2021年中の所得をもとに、2022年9月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送付します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の人(65歳から74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
- ※2 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※5 「其他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## ●窓口負担割合が2割となる人には、負担を抑える配慮措置があります

2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるために差額を払い戻します。

配慮措置の適用で払い戻しとなる場合は、高額療養費として、後日払い戻します。

●問い合わせ 後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎ (0120) 002局719番まで ▷受付日時=月曜日から土曜日の午前9時から午後6時まで(日曜日・祝日は休業) ▷開設期間=令和4年3月末まで(予定)



## 交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

警察と  
役場国保年金係に  
必ず届け出を

医療費は加害者が  
負担します

示談をするときには  
慎重にしましょう

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、届け出をすることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。



交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課国保年金係にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので注意しましょう。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまつと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。

国保税は  
しっかりと納めましょう

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気をつけください。

●必要なもの 保険証、印かん、事故証明書

①まず落ち着いて  
落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

②相手を確認  
ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③必ず警察へ連絡を  
警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。



④示談は国保へ届け  
出てから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談をする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛は、しっかり持つておきましょう。